

環境省アクティブ・レンジャー (小笠原国立公園 父島地区・母島地区) 募集要項

1. 募集職種

アクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）
（非常勤の国家公務員）

2. 募集人数、勤務地及び業務内容

小笠原国立公園において3名募集
（父島2名・母島1名）

（所属する事務所）

環境省関東地方環境事務所

（勤務する事務所、業務内容）

＜父島＞ 環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町（小笠原世界遺産センター内）

電話番号：04998-2-7174

＜母島＞ 環境省母島自然保護官事務所

〒100-2211 東京都小笠原村母島字静沢

電話番号：04998-3-2577

◇主な業務

自然保護官を補佐し、主として次の業務を行います。

- 自然再生施設等の維持管理
グリーンアノール侵入防止柵やノヤギ・ノネコ侵入防止柵などの施設巡視や簡易補修などを事業者と協力して行います。
- 外来種対策
グリーンアノール、外来プラナリア、外来カタツムリ、ノネコ、ネズミ、外来植物などの対策として、専門業者と連携、調整し、捕獲作業や伐採作業、技術開発などの補助を行います。
- 国内希少野生動植物種等の保護増殖事業
希少植物の定期的な巡視や保全作業（人工授粉、播種、ネズミ被害防止ネットの取付け）、カタツムリの生息域外保全作業（飼育）などの補助を行います。
- 国立公園利用者への普及啓発、利用指導
小笠原世界遺産センターなどを活用した普及啓発事業の企画立案、実施の補助を行います。また、国立公園の適正利用を促すための指導の補助を行います。
- 小笠原国立公園や国指定小笠原群島鳥獣保護区の巡視
国立公園や国指定鳥獣保護区内の自然環境の状況や利用状況などを把握するための巡視活動を行います。
- 小笠原自然保護官事務所の各種事務等（関係者との連絡調整、会議準備、データ入力、資料（書類・地図等）作成・整理、事務処理作業（会計・庶務等を含む）など）

3. 応募資格・業務のために必要なスキル

- 地元島民などとのコミュニケーション能力（明るく活発で積極性のある方を希望します）
主な業務は自然環境を保全するための作業ですが、多くの関係機関・関係団体・関係事業者と協力し、連携調整しながら協働で取組を進めています。
- 普通自動車第一種免許（AT限定可）



- 基本的なパソコン操作
(Microsoft Word, Excel, PowerPoint, Outlook等のソフトを日常的に使用します。また、カシミール3DやBaseCampなどのマップソース、QGISや地図太郎などのGISが扱えるとなお良いです。)
- 相応の体力及び登山技術・経験
小型の船で無人島へ行き、スパイク足袋を履いて足場の悪い急傾斜地の上り下りをした上で、終日、野外での作業を行うこともあります。特に夏期には猛暑の中、日陰のない台地上において直射日光に晒されながら長時間の作業をすることがあり、相当の体力が要求されます。
※無人島まで1時間程度かけて行くこともあるため、船酔いの恐れがあります。
- 外来種対策の柵の修繕(電気柵の補修や維持管理含む)に対応できる経験があるとなお良いです。

参考：関東地区アクティブ・レンジャー日記 <http://kanto.env.go.jp/blog/>



巡視の様子



希少植物の保全作業



兄島(無人島)の柵点検

4. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

(1) 雇用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※前年度勤務実績が優良の場合、1年の任期が連続2回まで更新できる場合があります。

(2) 勤務日

月～金曜日。ただし、業務の都合により土曜、日曜、祝祭日及び年末年始も勤務の場合有り。
業務の都合により、休日に勤務した場合には代休が与えられます。

(3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

(4) 給与関係

- ①給与は、別に定める規定により、日給月給（日額を月給で支給）となります。
- ②期末手当と勤勉手当（年2回）は別に定める給与の規定によります。
- ③通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当を支給します。
※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません。
- ④退職手当は、18日以上勤務した月（開庁日数が20日未満の月は、開庁日数から2日減じた日数）が継続して6月を超えることとなったとき以降に退職する場合に支給します。
- ⑤健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。ただし、18日以上勤務した月（開庁日数が20日未満の月は、開庁日数から2日減じた日数）が継続して12月を超えた場合であって、引き続き同一任命権者の下で勤務する場合は国家公務員共済組合に加入します。
※詳細は下記の【問い合わせ・申込先】へお問い合わせください。ハローワークでも閲覧が可能です。

5. 応募方法

次の(1)～(2)を下記の【問い合わせ・申込先】あてに郵送またはメール送付して下さい。

(1) 履歴書（市販品又はパソコンで作成でも可）に必要な事項を記入したもの 1部

（記入上の注意事項）

- ① 応募動機を記入して下さい。
※必要に応じて、職務経歴や自己PRを別紙（A4版2枚以内）で添付も可。
- ② 連絡先の住所、電話番号、メールアドレスを明記して下さい。
※メールアドレスについては、採用が決まるまでの間のwebメールなどでも可。無ければ「なし」でよい。）
- ③ 希望する勤務地（公園名・地区名）を明記してください。
- ④ 関東地方環境事務所管内の他地区へ併願を希望する場合は、希望順位を記載してください。
- ⑤ 希望する面接会場（さいたま市または小笠原村父島）を明記して下さい。

(2) 次の①または②のどちらかを選択

① 小論文 1部

様式：A4版の400字詰原稿用紙に横書きで1,200字以内

（パソコン使用の場合は、A4（横書き）20字×20行に設定のうえ作成すること）

テーマ：「アクティブ・レンジャーとして取り組みたいこと」

想定される業務内容及び自らの活動経験等を踏まえて、アクティブ・レンジャーとしてどのような活動に取り組みたいかについて、記述してください。

② 過去3年以内の自然環境に関わる活動実績の資料（様式自由）（A4版2枚以内）

自然環境に関わる活動の実績の資料には、どのような立場・役割で、どのような活動に携わったのかが分かるよう具体的に示してください。

6. 応募期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月19日（木）17時（必着）

7. 選考方法

(1) 一次選考（書類審査）

提出いただいた、履歴書及び小論文若しくは活動実績により書類審査を行います。

※一次選考結果については本人宛通知します。
※また、一次選考合格者には、面接の日時を電話にて連絡します。
※応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

(2) 二次選考（面接）

一次選考合格者に対し面接を行います。

日時：令和5年1月30日（月）または2月1日（水）（予定）

会場：関東地方環境事務所（さいたま市）または小笠原自然保護官事務所（小笠原村）

※web面接になる可能性があります

※最終選考結果については、本人宛通知します。

※なお、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

(3) 以下に該当する方は、応募できませんので、ご了承下さい。

①日本の国籍を有しない者

②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

【問い合わせ・申込先】

〒330-9720

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

関東地方環境事務所 「アクティブ・レンジャー公募係」宛

電話 048-600-0816

FAX 048-600-0521

MAIL KANTO-SAIYO@env.go.jp（全て半角）

【現地（父島・母島）在住者は下記へ履歴書を送付】

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町小笠原世界遺産センター内

環境省小笠原自然保護官事務所「アクティブ・レンジャー公募係」宛

電話 04998-2-7174

FAX 04998-2-7175

※具体的な業務内容や応募にあたって心配なことなどは、小笠原自然保護官事務所までお気軽にお問合せください。